８　安全管理・個人情報・トラブル対応について

Q83　生徒の健康情報や緊急連絡先は、どこまで集めてよいですか。

A.　安全な活動に必要な範囲で収集し、利用目的、保管方法、閲覧できる人、廃棄方法を明確にしてください。必要以上の情報を集めず、アクセスできる人を限定し、情報漏えいを防ぐ管理体制を整えてください。

Q84　熱中症警戒アラートが発令された場合、活動の中止基準はどう設定すればよいですか。

A.　環境省が発表する WBGT（暑さ指数）31 以上（危険）の場合は、原則として運動を中止してください。活動計画書・安全管理マニュアルに中止判断基準（誰がいつ判断し、保護者へどう連絡するか）を定めておく必要があります。

Q85　生徒の写真や動画を SNS に掲載してもよいですか。

A.　団体の広報方針と個人情報の取扱いに従い、本人、保護者への説明と必要な同意を得てください。掲載を希望しない生徒への配慮、撮影、掲載の範囲、削除依頼への対応方法も明確にしてください。

Q86　保護者から苦情があった場合、誰が対応しますか。

A.　団体内の相談、苦情対応責任者が受け付ける仕組みを整えます。指導者本人に関する苦情など、団体内での対応が難しい場合は、別の責任者や市の相談窓口につなげる体制が望まれます。

Q87　活動中に事故が発生した場合、市への報告は必要ですか。

A.　事故の内容により判断いただきますが、重大事故については、応急対応と保護者への連絡を優先し、定められた窓口へ速やかに報告できるよう、連絡先と報告様式を整備しておくことが重要です。

Q88　認定後に運営上の問題が発覚した場合、市はどう対応しますか。

A.　本市の要綱に基づき、事実確認、ヒアリング、現地確認、改善指導などを行い、指導等に従わない場合は、認定の取り消しを行います

Q89　認定地域クラブの活動を継続できなくなった場合はどうしますか。

A.　本市に報告し、生徒と保護者に早めに説明し、活動終了日、会費等の精算、用具の返却、保険の取扱い、学校や市への連絡、他の活動先の案内等を行います。

Q90　会費の支払いが滞った生徒への対応や、途中退会時の返金ルールはどうすればよいですか。

A. トラブルを防ぐため、クラブ会則（規約）にあらかじめ「未納時の催告規定」や「途中退会時の月会費返金の有無（当月分返金不可等）」を明記し、入会時に保護者へ事前説明と同意を得てください。

Q91　指導者による暴言・体罰や、保護者からのハラスメント等の相談窓口はどのように設けるべきですか。

A. クラブ会則内に指導倫理規定を設け、代表者以外の「相談担当役員（副代表や監事等）」の連絡先を保護者に周知してください。クラブ内での解決が困難な場合は、スポーツ振興課へご相談いただく体制をとっています。